

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県宇部市大字吉見字野尾手970番7
氏名 株式会社BLAST
代表取締役 野村洵司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 2年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 4日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上12種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに記載されている。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年10月11日 変更許可(変更事項:事業の区分「積替え又は保管を含む」への変更)

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無